

法学部

法学プログラム

取得できる学位 ★学士（法学）

■ プログラムの概要

本プログラムは法律学の領域の教育プログラムである。その目的は、法化社会（自由と公正を核とする法秩序が国民の日常生活に機能している社会）の進展を踏まえて、リーガル・マインド（法学的な考え方）とリーガル・リテラシー（法の仕組みや考え方を理解し、それを活用する力）を身に付け、問題発見、課題処理、結果の評価といった局面において、国際化、情報化、地域化（地方分権化）などの社会変動に対応できる総合能力を持った人材の養成にある。

本プログラムの履修を通じて、法律学の専門知識を修得できることに加えて、自身に関わる社会問題について、法的に分析し、対応し、解決できる能力を涵養することができる。

■ 人材育成目標

本プログラムでは、コアとなるカリキュラムの履修モデルとも連動する形で、主に次の3種の人材の育成を目指している。第1は、法化・情報化している社会で、民間企業の法務を担うことができる人材、すなわち企業人として民間企業が抱える法的問題に対処できる能力や資質を持つ人材である。第2は、法化・地域化している社会で、地方自治体の法務を担うことができる人材、すなわち地方自治体職員として自治体が抱える法的問題に対処できる能力や資質を持つ人材である。第3は、法化・国際化している社会で、東アジアおよび西欧地域の研究を目指す人材や、様々な組織の一員として、国際業務に求められる能力や資質を活用して、企業・自治体・NGOの国境を越える地域協力事業を担うことのできる人材である。

■ プログラムの到達目標（期待される学修成果）

| 1 | 知識・理解

- a) 法学、政治学の基礎的な用語を理解する。
- b) 法体系や現行政治・行政制度の基本的構造を理解する。
- c) 特定の法分野や政治学分野の対象及び構造を理解する。

| 2 | 当該分野固有の能力

- a) 特定の法分野や政治学分野の理念・運用について説明できる。
- b) 主要な学説、判例について説明することができる。
- c) 過去ないし現在における特定の政治的状况について説明することができる。
- d) 法や政治の諸事象の問題を抽出することができる。
- e) 法や政治が抱える諸課題の解決方策について、自説を展開することができる。
- f) 個別の事案に対し、どのように法を適用するかを説明できる。

| 3 | 汎用的能力

- a) 情報に関する今日的要請を踏まえ、情報の収集、整理、発信のツールを駆使できる能力。
- b) 情報を整理し、考察を加え、自分の考えを的確かつ論理的に文章化する能力。
- c) 自分が所有する情報・主張や相手に対する意見・反論を自分の言葉で相手に分かりやすく、かつ、正確に伝える能力。

- d) 外国語を用いて議論を行う能力。
- e) 地域の現状を理解し、諸課題に対応できる能力。
- f) 価値の多元性を理解し、意思や利害の対立を解決に導く能力。

| 4 | 態度・姿勢

- a) 社会正義を追求する姿勢を持って勉学に取り組む。
- b) 様々な意見に耳を傾けつつ、積極的に議論に参加する。
- c) 積極的に知識を蓄積し、理解を深める努力をしている。

■ プログラムの履修要件

ますます深化する法化社会という新しい社会状況を迎えるにあたり、リーガル・マインドとともにリーガル・リテラシーを身に付け、問題発見、課題処理、結果の評価といった局面において、国際化、情報化、地域化（地方分権化）などの社会変動に対応できる総合能力を持つための潜在能力があることが求められる。すなわち、ネイティブ教員および日本人教員による外国語による授業を理解する外国語能力、情報技術に関する基本的知識、および、法律の専門書を読みこなし、法的文書を作成するための前提となる基本的国語力を備えていることが必要である。

■ カリキュラム立案と学修方法についての基本方針

教養科目（卒業要件単位30単位）のうち、必修科目Ⅰ種の外国科目は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語又は朝鮮語のいずれか一外国語で6単位以上を履修しなければならない。一外国語6単位以上の履修が求められるのは、複数の外国語を学んで未消化のままになるよりも、1つの外国語の能力を十分に涵養する方が教育効果が高いと考えられるためである。また、必修科目Ⅱ種のリーガル・スタディⅠ・Ⅱ（各2単位、計4単位）を履修しなければならない。さらに、法学部導入科目であるリーガル・システムA・B（各2単位）については、同AおよびBをセットで履修することが望ましい。これら以外の教養科目については、各学生の興味、関心、将来の志望に応じて自由に選択できる。

専門科目（卒業要件単位94単位）のカリキュラムは、コアとなるカリキュラムの履修モデルを用意している。それらは、時代の変化や社会の要請に対応した教育の展開が一層求められる今日、学生の自主的な選択を重視しながらも、開講科目を整理し、一定数の授業科目の履修を方向付ける体制である。まず、企業法務カリキュラムは、「法化+情報化」社会に対応するものであり、企業人として民間企業が抱える法的問題に対処できる能力や資質を養うことを目指している。そこで、これは学部共通科目に加え、主として、民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・労働法・情報法・知的財産法・独占禁止法等の分野に属する科目から構成されている。次に、行政法務カリキュラムは、「法化+地域化」社会に対応し、地方自治体職員として自治体が抱える法的問題に対処できる能力や資質を養うものである。学部共通科目に加え、主として、憲法・行政法・自治体法・税法・社会保障法・行政学・公共政策・政治学・政治過程論・ジェンダー論等の分野に属する科目から構成される体制である。そして、国際法政カリキュラムは、「法化+国際化」社会に対応するカリキュラムとして、東アジアおよび西欧地域での活躍を志す学生や、企業・自治体・NGOの国境を越える地域協力事業を担うことを志望する学生にとって、履修の目安となる。このカリキュラムは、様々な組織の一員として、国際業務に求められる能力や資質を養うことを目指し、学部共通科目に加え、主として、国際法・法社会学・政治社会学・中国法史・中国政治史・西政法史・西欧政治史等の分野に属する科目で構成されている。

そして、少人数教育の効果が最も期待される「法政演習」および「卒業研究」の集大成として、Junior Research Paper (JRP) の作成と報告を卒業要件として課していることも、本教育課程の特徴のひとつである。